

下記の事項を必ずお読みいただいた上で、お申込ください。

電気ご使用申込みのご案内

東京電力エリア

本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の条件を概説します。詳しくは当社電気供給約款（ホームページ）をご確認願います。

1. 申し込み方法

- ・ホームページもしくは申込書により申し込みいただけます。

2. 電気の需給開始予定日等

- ・他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合の需給開始予定日は、お客様のお申し込みをいただいた後、東京電力パワーグリッド株式会社および新旧小売電気事業者において切替手続が完了した日から1営業日に2暦日を加えた日以降になります。
ただし、スマートメーターへの取替工事が必要となる場合は、切替手続が完了した日から原則8営業日に2暦日を加えた日以降となります。

3. 電気料金

- ・従量電灯B割引プランは以下の通りです。（一月につき）

（税込）

基本料金	契約容量アンペアにつき	252円72銭
	（契約電流15アンペアの場合）	379円08銭
従量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円56銭
	120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	23円40銭
	300キロワット時を超える1キロワット時につき	27円01銭

- ・従量電灯C割引プランは以下の通りです。（一月につき）

（税込）

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	252円72銭
従量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円56銭
	120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	23円40銭
	300キロワット時を超える1キロワット時につき	27円01銭

- ・低圧電力プラン

低圧電力プランの基本料金および電力量料金は、別途定めるところによります。

※算定期間終了日時点での季節の単価を当該料金算定に用います。

（夏季：毎年7/1～9/30、その他季：毎年10/1～6/30）

- ・料金には燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

（くわしくは電気供給約款をご確認願います）

電気需給契約 重要事項説明書

電気需給契約に関する重要なお知らせです。必ずご確認ください。

契約の申込み方法について

- ホームページもしくは「でんきご使用開始申込書」に必要事項を記載し提出していただきます。

供給開始時期について

- 申込書受領後、当社より送付する「契約内容のご案内」に記載された日を供給開始日といたします。

電気料金の計算方法と料金のお支払いについて

- 月々の電気料金は基本料金と電力量料金の合計に再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。
- 基本料金は契約電流（A）または契約容量（kVA）に単価を乗じて算出します。
- 電力量料金は使用量区分における使用量にそれぞれの単価を乗じた額に、燃料費調整額を加算または差し引いて算出します。
- 毎月の電気料金のお支払いについては、口座振替のみご利用いただけます。支払期日は、支払義務発生日の属する月末の翌日から起算して26日目といたします。

工事費の負担について

- 電力需給の開始、需給契約の変更その他お客様の希望による供給設備を新たに設置または変更する場合で、当社が一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その実費を工事負担金としてお客さまから申し受けます。

契約電力、契約電流および供給電圧、周波数について

- 契約電力、契約電流または契約容量は、需要場所における旧事業者との契約値または既設ブレーカー容量と同じ値とします。当社への契約申込と同時に契約電力、契約電流または契約容量を変更することはできません。契約電力、契約電流または契約容量を変更される場合は、当社との契約締結後から変更のお申し込みが可能となります。
- 当社の供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト、または交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルト、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

電力使用量の計量および算定について

- 使用電力量は、原則として記録型計量器により 30 分単位で計量するものとし、料金の算定期間における使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間において合計した値といたします。ただし、記録型計量器以外の計量器により計量する場合は、使用電力量の計量は電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、検針日における電力量計の読みと前回の検針日における電力量計の読みの差引きにより算定いたします。なお、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。

契約期間について

- 契約期間は、供給日から 1 年といたします。
- 契約期間満了に先だって需給契約の消滅・変更がない場合、需給契約は満了後 1 年ごとに同一条件で継続されるものとします。

契約の変更および解約等について

- 契約の変更や解約を希望される場合は、フリーダイヤル 0120-517-527 へお申し付けください。転宅等により解約される場合は、解約を希望される日の 20 日前までに当社へお申し出いただく必要があります。
- お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は需給契約を解約する場合があります。

- ①一般送配電事業者により電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ②お客さまが需給契約の料金または他の需給契約の料金を支払期日さらには 20 日経過して、なお支払われない場合
- ③お客さまが料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます）を支払われない場合
- ④お客さまが電気供給約款に記載されていることに違反した場合
- ⑤お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると認められた場合

その他

- 計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客様の電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、お客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- 一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき、次の場合にはお客様に電気のご使用を中止、または制限していただく場合があります。
 - ①一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ②非常変災の場合
 - ③その他保安上必要がある場合
- お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、または他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはそのおそれがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。
- そのほか、電気供給約款に定める事項を遵守していただきます。

個人情報の取扱いについて

- 電気需給により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。）につきましては、お客さまの本人確認、与信管理、電気需給およびこれに付随するサービス向上に寄与するための情報提供、これらサービスの提供、工事、保守ならびに障害対応業務等、料金の計算および請求、これらに関するお客さまへの連絡、その他電気需給約款に基づく契約内容の実施に必要な範囲内で利用いたします。なお、お客さまとの電気需給に係る契約が終了した後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。

クーリング・オフについて

1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面を発信した時（郵便消印日付など）から発生します。
2. この場合、
 - ①お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ②すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
 - ③お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
 - ④お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。
4. クーリング・オフを行う場合は、ハガキ等（簡易書留が確実です。）により御所野縄文株式会社宛に郵送してください。